

令和7年度 労務安全トップセミナー

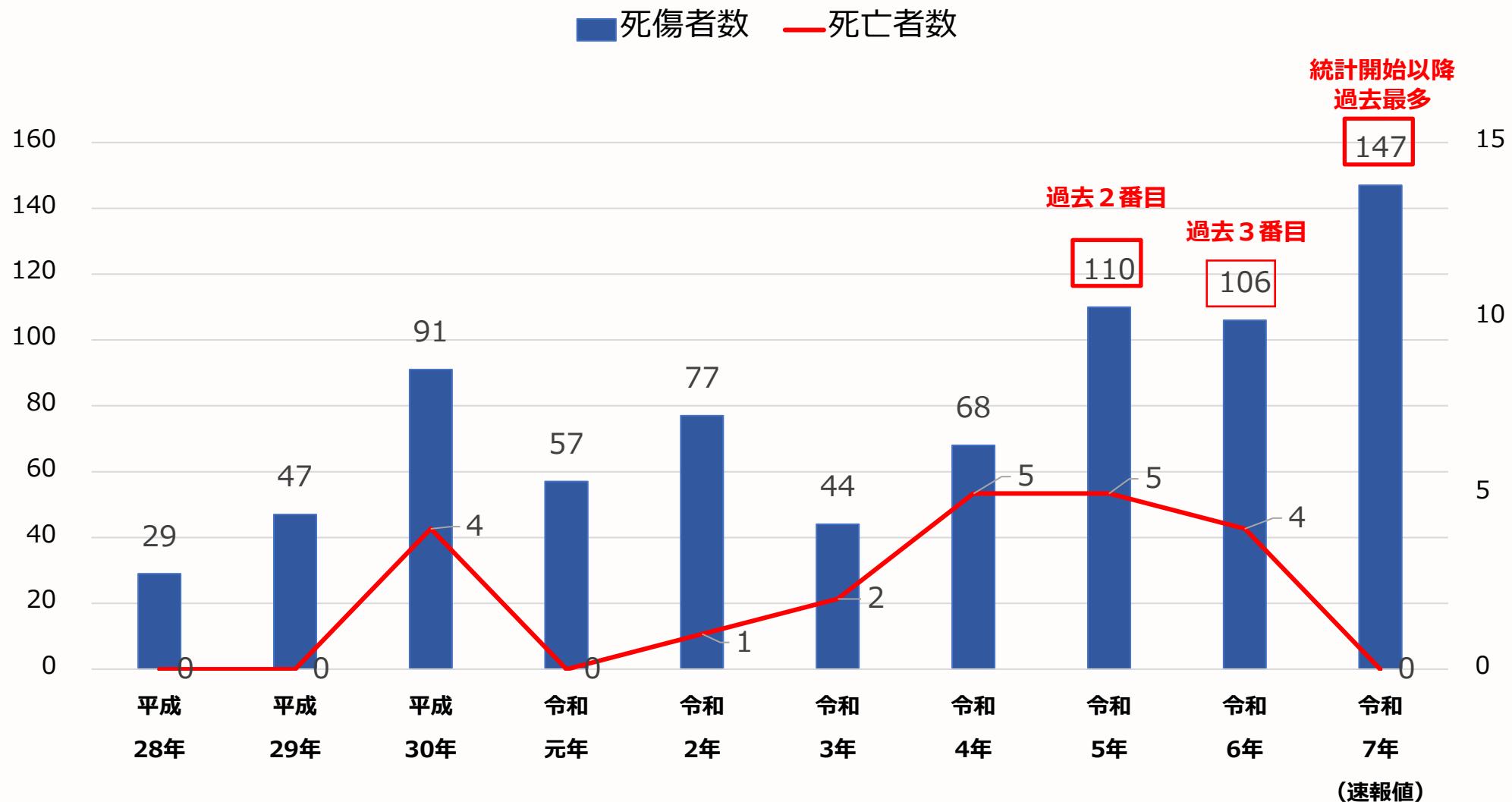
～建設現場における熱中症予防対策等について～

東京労働局労働基準部健康課
労働衛生専門官 横村 剛史

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



東京労働局管内の熱中症による死傷者数の推移 (単位：人)

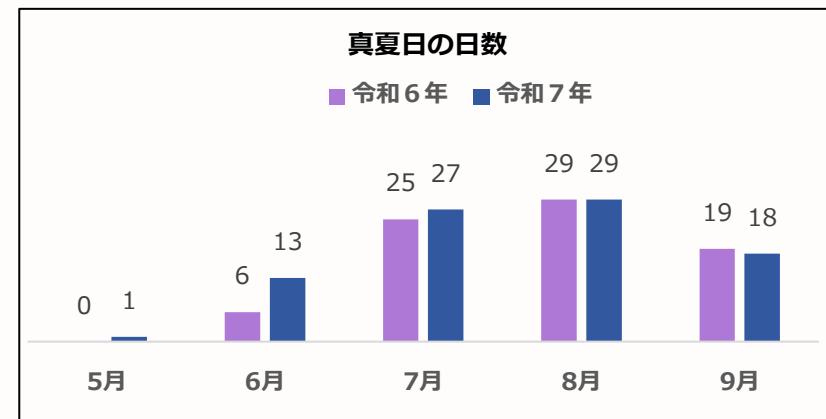
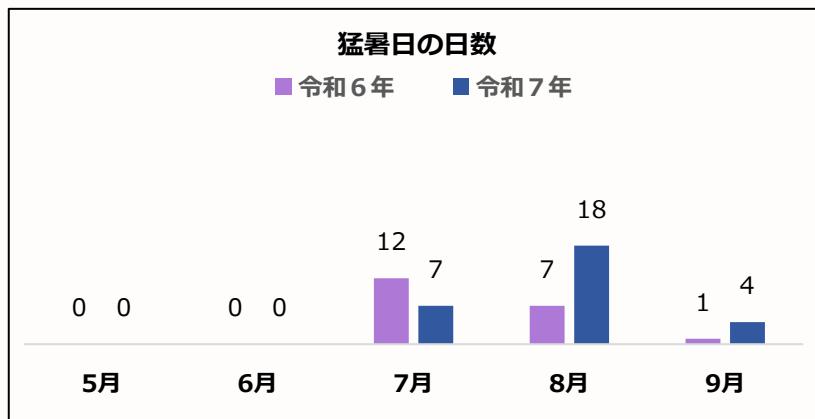


※データは死亡及び休業4日以上の災害、令和7年は10月末日時点の速報値。

気象庁の気象データ

和暦	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
夏日	125	129	136	126	139	127	126	140	130	129	最高25以上
真夏日	57	51	68	55	59	53	65	90	79	88	最高30以上
猛暑日	3	2	12	12	12	2	16	22	20	29	最高35以上
熱帯夜	10	18	42	28	27	19	27	57	47	55	最低25以上

※夏日、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数、気象庁の気象データ（地点：東京、期間：5月から9月）より

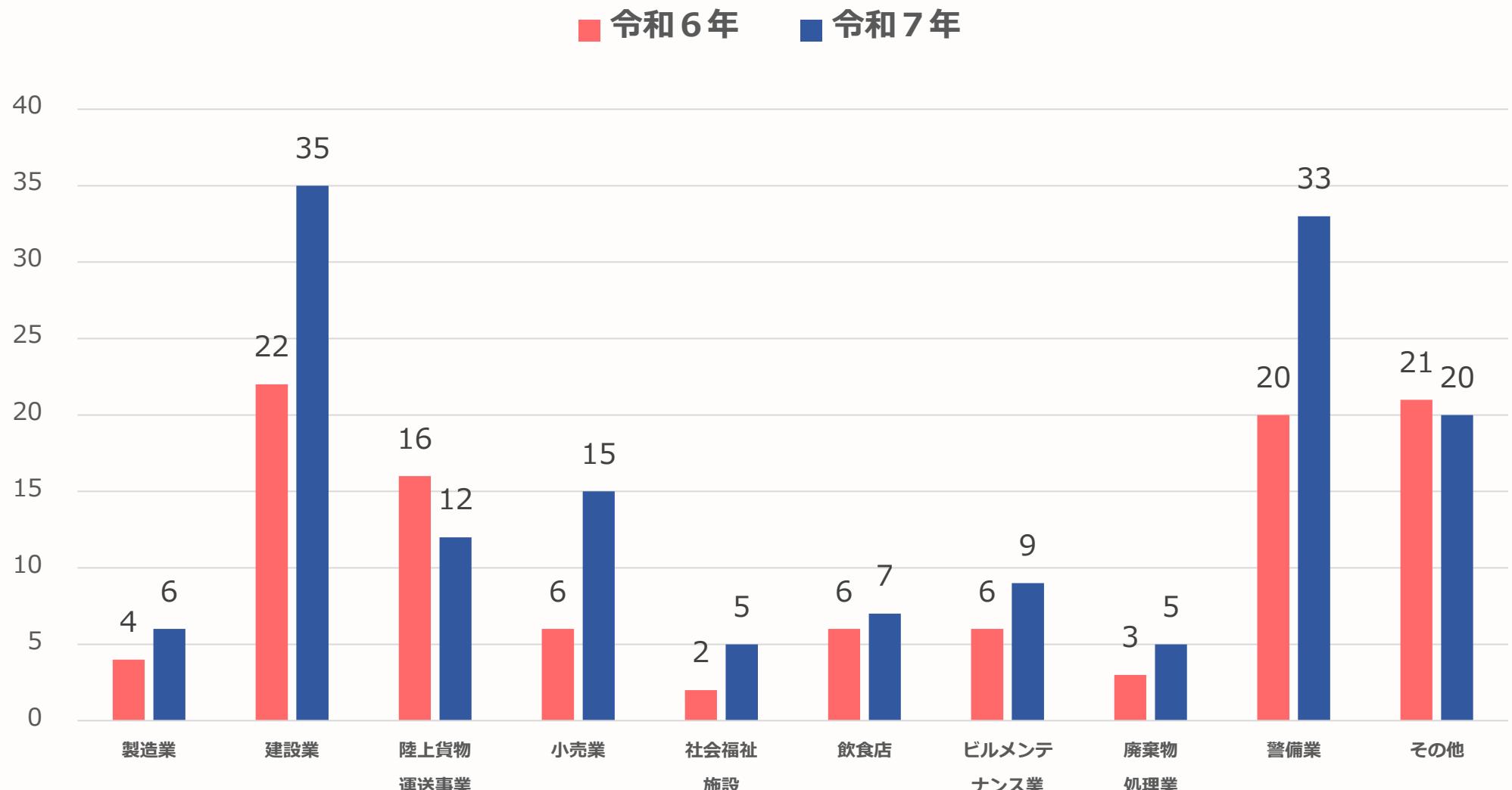


総務省消防庁の5月から9月の熱中症による救急搬送状況

令和7年の全国の熱中症による救急搬送人員の累計は100,510人と令和6年の97,578人と比べると**2,932人**増加し、平成20年の調査開始以降で**最多**であった。

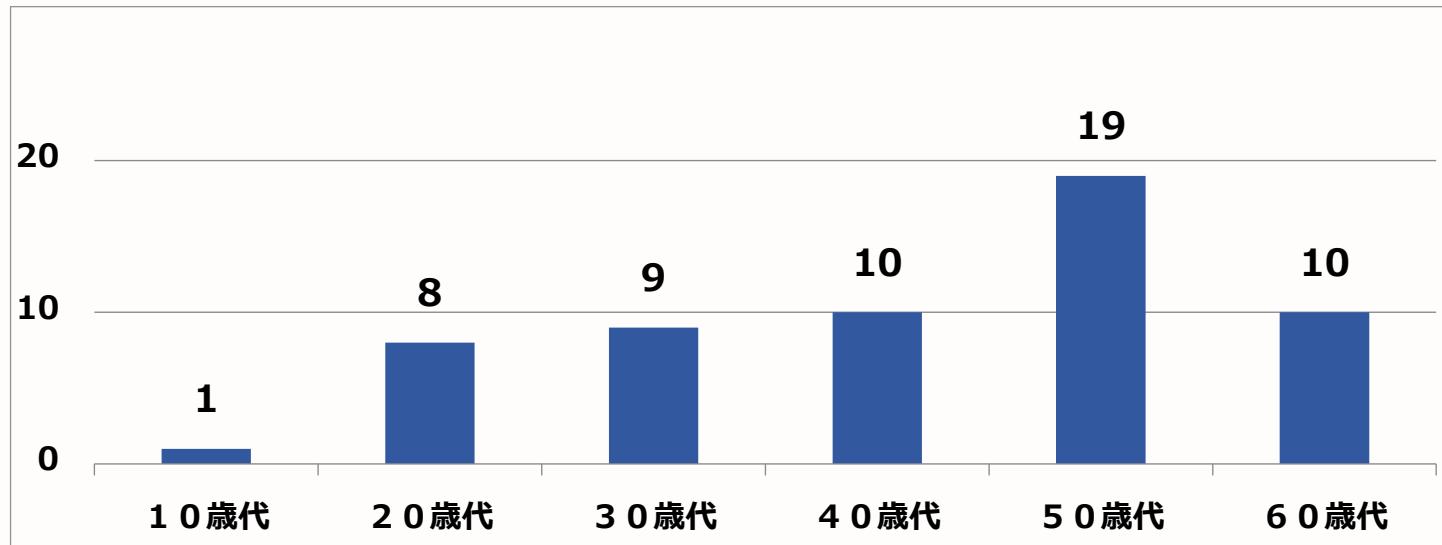
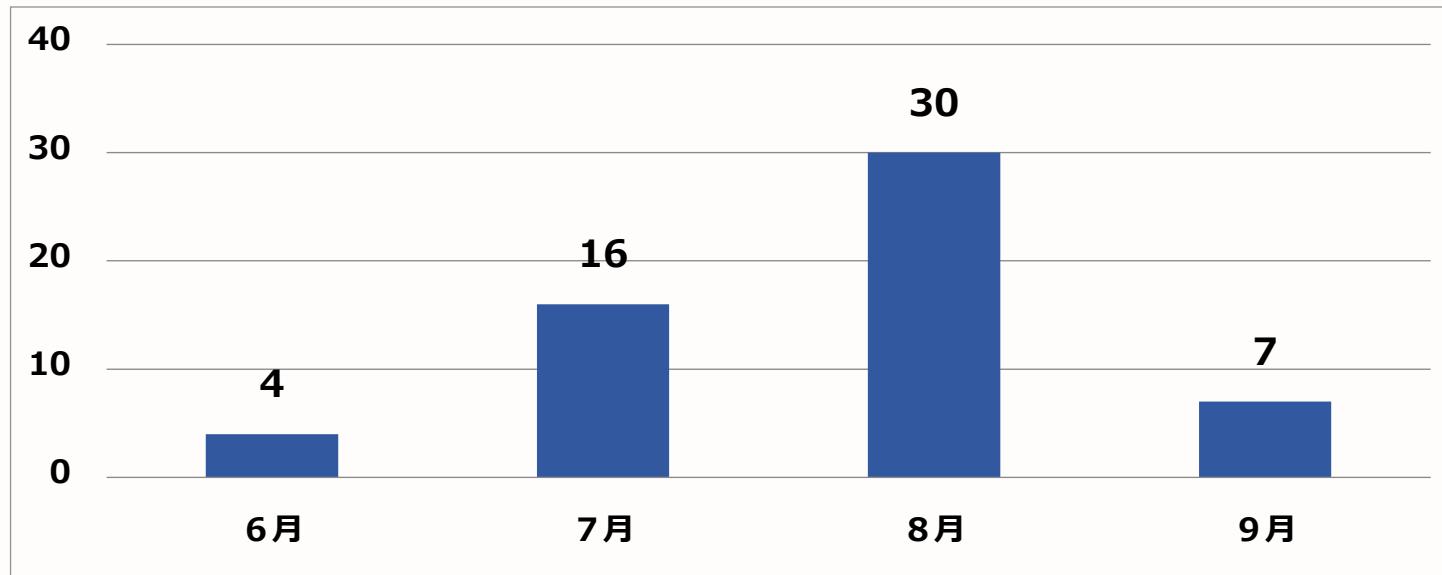
また、東京都内は9,315人と、令和6年の8,100人に対し、**1,215人**増加であった。

令和6年・7年 業種別死傷者数（単位：人）



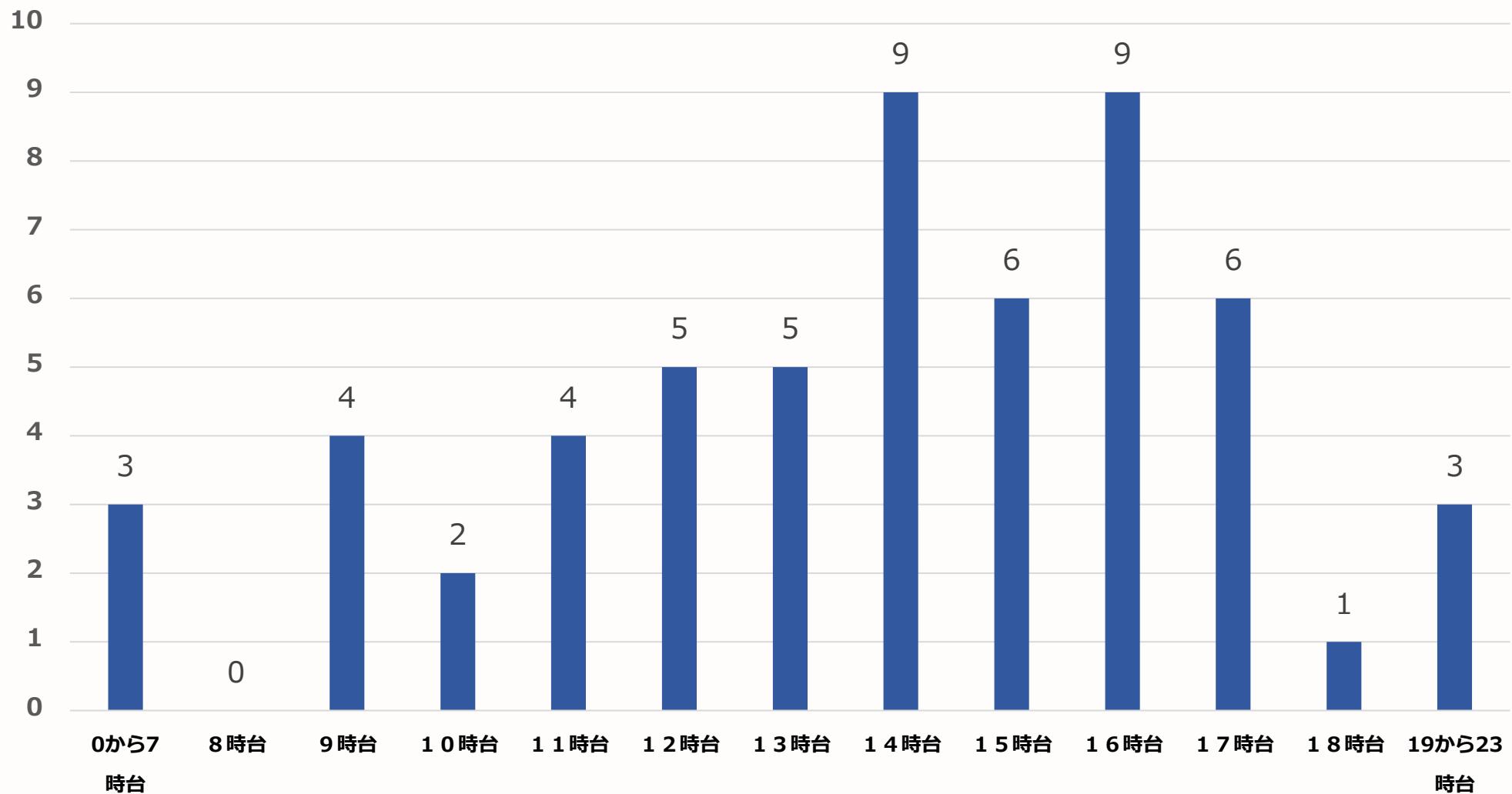
※データは死亡及び休業4日以上の災害、令和7年は10月末日時点の速報値。

令和6年から令和7年（10月末日時点）建設業 月別・年齢別死傷者数（単位：人）



※データは死亡及び休業4日以上の災害。

令和6年から令和7年（10月末日時点）建設業 時間別死傷者数（単位：人）



※データは死亡及び休業4日以上の災害、令和7年は10月末日時点の速報値。

令和6年 熱中症による死亡災害事例

厚生労働省 令和7年5月30日付け報道発表資料
(令和6年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」) より

事例 1

被災者（50歳代）は8時30分から、ダンプの運転等の作業に従事していた。

14時頃に体調不良等の症状を訴えたため、休憩所で休憩し、14時30分頃に作業再開した。

作業が終了し、会社に戻り、帰宅するために車両の助手席に乗ったところ、意識を失い、救急搬送されたが、搬送先の病院で死亡した。

事例 2

被災者（40歳代）は9時頃から校庭の土間打ち作業のため、セメント等の袋を運搬する作業に従事していた。

12時前、休憩室において、被災者が別の労働者に突然殴りかかり、奇声を上げ、その後痙攣を起こしたため、救急搬送された。

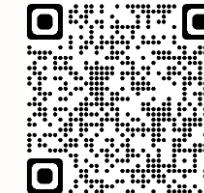
搬送先の病院にて処置が終わり、自宅に帰宅した後、再び痙攣を起こし、別の病院に救急搬送されたが、搬送先の病院で同日に死亡した。

令和7年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

厚生労働省、道府県労働局及び労働基準監督署における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体等と連携し、5月から9月までの間、STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを実施しています。



詳細はこちら →



キャンペーン期間に実施すべきこと

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握と評価	<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	<input type="checkbox"/> 服装等の見直し	<input type="checkbox"/> プレクーリング
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	<input type="checkbox"/> 労働者の健康状態の確認	<input type="checkbox"/> 労働衛生教育	<input type="checkbox"/> 異常時の対応

重点期間に実施すべきこと

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減効果を再確認 必要に応じて対策を追加	<input type="checkbox"/> 暑さ指数のに応じた作業の中斷等を徹底	<input type="checkbox"/> 水分、塩分を積極的に摂取 摂取状況の確認を徹底
<input type="checkbox"/> 作業開始前の健康状態の確認 徹底、巡視頻度の増加	<input type="checkbox"/> 热中症のリスクが高まってい ることを含め教育を実施	<input type="checkbox"/> 体調不良者に異常を認めたと き、躊躇なく救急隊を要請

熱中症予防対策について

暑さ指数の低減・服装の見直し

ファン付き作業服



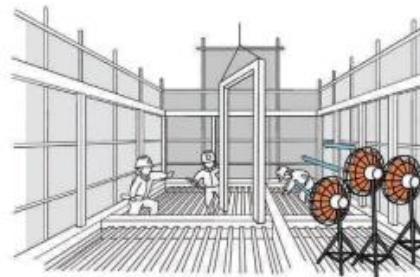
ファン付きヘルメット



冷却ベスト
(冷却水が常に循環)



扇風機



冷房設備



※早朝、夜間など空調設備が停止している場合があるので、事前の交渉が重要です。

令和7年度エイジフレンドリー補助金 (令和7年度分は、令和7年10月31日をもって終了しています。)

高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、同労働者が補助対象の作業に就いている場合は、同対策に要する以下の機器等の導入経費を補助する制度があります！

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服・装備や、ミストファン、スポットクーラー等その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入（アイススラリーを冷やすための専用の冷凍ストッカーなど）
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウエアラブルデバイスによる健康管理システム
- ・日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計

詳細は[こちら](#)



熱中症予防対策について

暑熱に順化

暑さに慣れる▶早く汗が出る▶体温上昇STOP

計画的に暑熱順化期間を設けてください。

以下の場合は、特に注意が必要です。

- ①梅雨明けなど気温等が急上昇し、高温多湿作業場所で作業を行う場合
- ②新たに作業を行う場合（新規に入職したての人など）
- ③長期休暇あけの人（数日でも暑い作業から離れると効果がなくなるため）が作業を行う場合

日常生活の中でも行えます
(数日から2週間ほど続けて完了)



帰宅時に
一駅分歩くのもOK

歩く目安 **30分**
走る目安 **15分**
頻度目安 **週5回**



運動目安 **30分**
頻度目安 **週3回**



筋トレやストレッチなど
適度に汗をかくもの
運動目安 **30分**
頻度目安
週5回～毎日



お風呂はシャワーだけでなく、
湯船につかる
頻度目安
2日に1回

熱中症予防対策について

作業時間の短縮（作業の休止時間及び休憩時間を確保）等

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値°C	暑熱非順化者のWBGT基準値°C
0 安静	安静、楽な座位	33	32
1 低代謝率	<ul style="list-style-type: none"> 軽い手作業(書く、タイピング等) 手及び腕の作業(小さいペンツール、点検等) 腕及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及びペダルの操作) 立位でドリル作業(小さい部品) 	30	29
2 中程度代謝率	<ul style="list-style-type: none"> 継続的な手及び腕の作業[くぎ(釘)打ち、盛土] 腕及び脚の作業(トラックのオフロード運転等) 腕と胴体の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しつくい塗り) 軽量な荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	28	26
3 高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> 強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬 ショベル作業、ハンマー作業、のこぎり作業 硬い木へのかんな掛け又はのみ作業 草刈り、掘る 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする 	26	23
4 極高代謝率	<ul style="list-style-type: none"> 最大速度の速さでのとても激しい活動 おの(斧)を振るう 激しくシャベルを使ったり掘ったりする 階段を昇る 平たんな場所で走る 	25	20

※必要に応じて衣類の組合せにより着衣補正值を加えること

暑熱順化した作業者が、特段の熱中症予防対策を講じていない場合の休憩時間の目安

WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安(1時間当たり)
1°C程度超過	15分以上
2°C程度超過	30分以上
3°C程度超過	45分以上
それ以上超過	作業中止が望ましい

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値を元に算出

身体が暑さに慣れていない人はこれより長い休憩を推奨!

着衣補正值はこちら
(22~23頁)



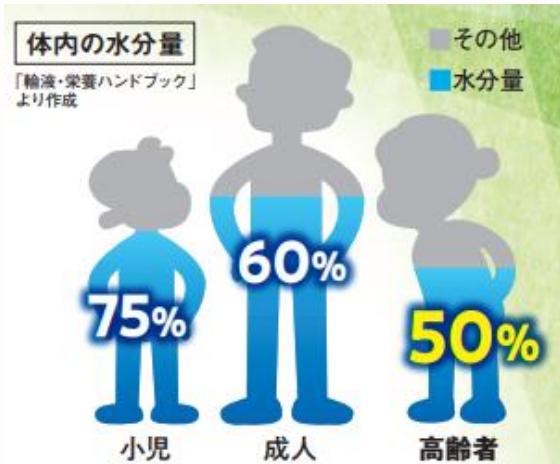
関係通達（令和7年5月20日
付け基発0520第6号）

熱中症予防対策について

水分・塩分の摂取

- ①自覚症状以上に脱水状態が進行していることがあるから、のどの渇きの有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的に摂取してください。
- ②管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認してください。
- ③加齢や疾患によって脱水状態であっても自覚症状に乏しい場合があることにも留意してください。

加齢による水分量の減少



熱中症予防対策について

労働者の健康状態の確認

当日の作業開始前に確認

- 朝食の摂取状況（食事で水分・塩分・糖質などを摂取）
- 睡眠の状況（寝不足だと体温調節機能が低下）
- 飲酒の状況（二日酔いの場合はすでに脱水状況）
- 当日の体調
- 暑熱の順化状況



作業中の労働者の健康状態の確認

- ・巡回を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認
- ・複数作業においては、お互いの健康状態について留意させること
- ・異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者やあらかじめ定められた担当者に申し出るよう指導する。
- ・単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス等の導入を検討してください。

ウェアラブルデバイス



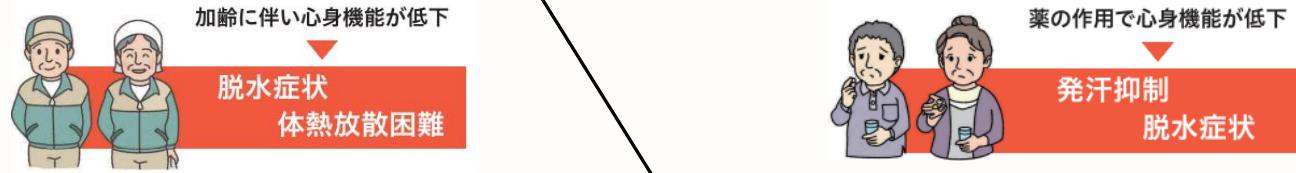
着用者の深部温度の上層を検知すると、着用者にアラーム音などにより通知されるとともに、管理者にも通知されます。

熱中症予防対策について

健康診断結果に基づく対応等

「熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある以下のようないくつかの疾病を有する者」や「高年齢作業者」に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等



- ①高温多湿作業場所における作業の可否の判断
②産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。

熱中症予防対策について

疾病や薬の影響で心身機能が低下！

糖尿病

⇒血糖値が高い場合に尿に糖が漏れ出すことにより尿で失う水分が増加し脱水状態を生じやすくなること

高血圧症及び心疾患

⇒水分及び塩分を尿中に出す作用のある薬を内服する場合に脱水状態を生じやすくなること
腎不全⇒塩分摂取を制限される場合に塩分不足になりやすいこと

精神・神経関係の疾患

⇒自律神経に影響のある薬（パーキンソン病治療薬、抗てんかん薬、抗うつ薬、抗不安薬、睡眠薬等）を内服する場合に発汗及び体温調整が阻害されやすくなること

広範囲の皮膚疾患

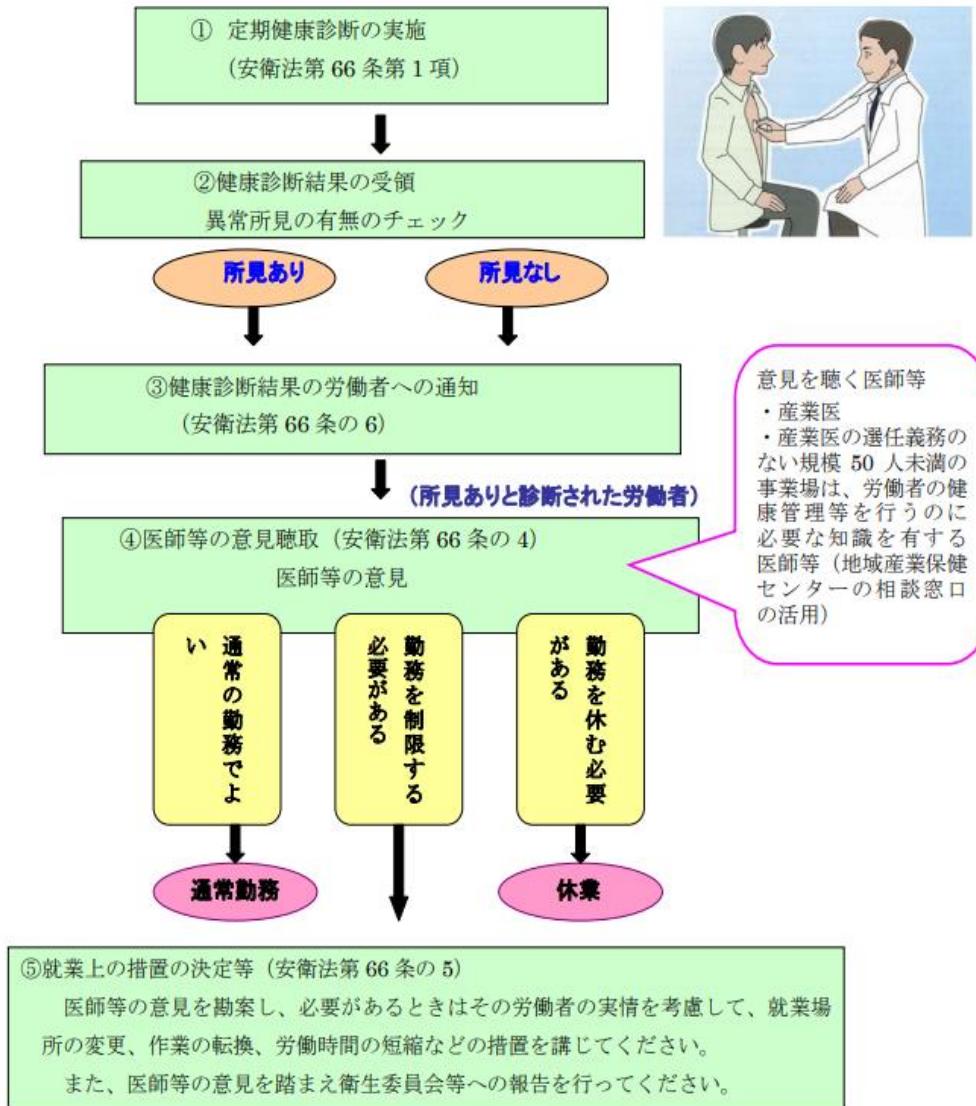
⇒発汗が不十分となる場合があること等

皮下脂肪の厚い者や感冒等による発熱、下痢等による脱水等

⇒熱中症の発症に影響を与えるおそれがあること

令和7年 STOP！ 熱中症 クールワークキャンペーン

健康診断結果に基づく対応等



チェックポイント！

異常所見があると診断された場合



医師等の意見聴取



意見を勘案して必要があると
認められる場合



その労働者の実情を考慮して、
就業場所の変更、作業の転換等の
適切な措置を講ずる

労働者の健康状態に応じた
適正配置などのため！

職場における熱中症対策の**強化**

令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

熱中症に関する法規制（従来からのもの）

労働安全衛生規則第606条（温湿度調節）

事業者は、暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、有害のおそれがあるもの※については、冷房、暖房、通風等適当な温湿度調節の措置を講じなければならない。

※労働者の作業する位置で、通常湿黒球寒暖計示度摂氏28度以上の場合をいう。これは、ふく射熱を考慮したものである（昭和23年1月16日付け基発第83号、昭和33年2月13日付け基発第90号）。

湿球黒球温度（WBGT）が28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が行われるものを見込みます（令和7年5月20日付け基発0520第6号）。

労働安全衛生規則第617条（発汗作業に関する措置）

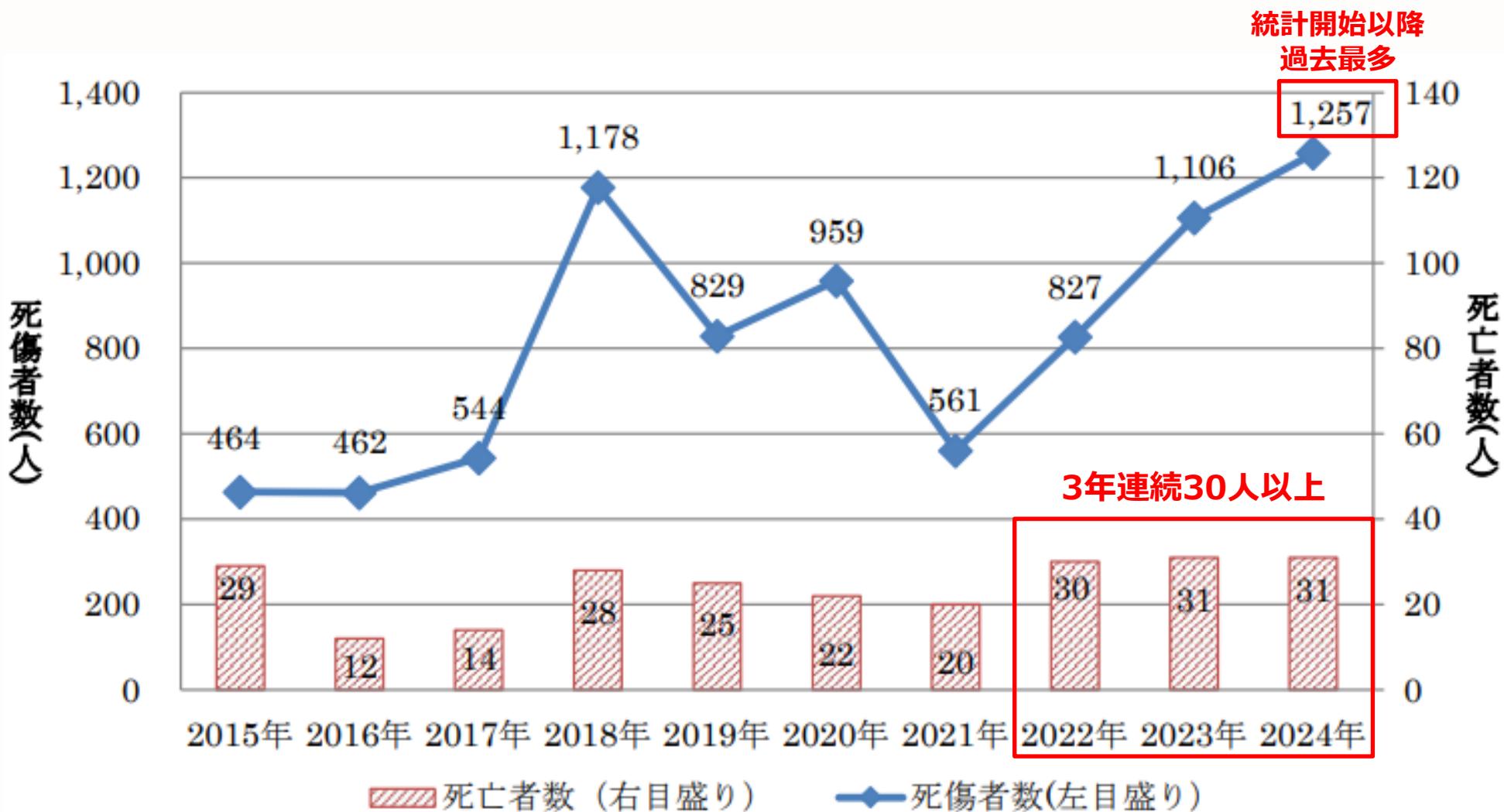
事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩※及び飲料水を備えなければならない。

※「塩」は、塩飴や塩タブレット等のほか、スポーツドリンクなどの飲料水中に含まれる塩分も当然に含む趣旨であること（令和3年12月1日付け基発1201第1号）。

熱中症の予防には、喉の渴きにかかわりなく、定期的に水分及び塩分を摂取することが重要であるため、多量の発汗を伴う作業場に備えた塩及び飲料水については、労働者に限らず、当該作業場で作業に従事する者が摂取できるよう配慮することが望ましいこと（令和4年4月15日付け基発0415第1号）。



熱中症による死傷者数の推移（全国）



令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて迅速かつ適切に対処することにより、重篤化を防止するための取組が事業者に義務付けられました。

死亡災害のほとんどが「初期症状の放置」・「対応の遅れ」

基本的な考え方



(例) 作業員の様子がおかしい…



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

「報告体制の整備」、「実施手順作成」、「関係作業者への周知」

が事業者に義務付けられます。

令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

労働安全衛生規則第612条の2

- 1 暑熱な場所において連続して行われる作業等 熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、「当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合」又は「当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合」にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない
- 2 暑熱な場所において連続して行われる作業等 熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない

「暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業」とは、
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」をいいます。

「**当該作業に従事する者**」とは、労働者と同一の場所において、当該作業に従事する労働者以外の者を含みます。（関係リーフレットでは、関係作業者と表現されています。）

令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

対象の作業について

非定常作業、臨時の作業等であっても対象の作業が見込まれる場合。

出張先で作業を行う場合、労働者が移動して複数の場所で作業を行う場合や、作業場所から作業場所への移動時等も含まれます。

暑熱な場所について

原則として作業が行われる場所でWBGT又は気温を実測することにより判断する必要があるが、通風のよい屋外作業について、天気予報、熱中症予防情報サイト（環境省運営）等の活用によって判断可能な場合には、これらを用いても差し支えありません。

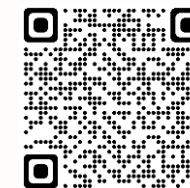
暑さ指数計



暑さ指数の測定方法



熱中症予防情報サイト



※正確に測定するためには、日本産業規格
JIS Z 8504 又は JIS B 7922に適合
したものとしてください。

令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

報告体制の留意点

- ・報告を受ける者の連絡先及び当該者への連絡方法を定め、かつ明示するとともに、隨時報告を受けることができる状態を保ってください。
- ・熱中症が生じた疑いのある作業者を早期発見するための方法として、
 - ①責任者等による作業所の巡視
 - ②2人以上の作業者が作業中に互いの健康状態を確認（バディ制の採用）
 - ③ウェアラブル端末を用いた「熱中症のリスク管理責任者」・「労働者」双方での定期連絡（必ずしも正確に把握することができるわけではないため、他の方法と組み合わせる等により精度を高めてください。）
 - ④上記①から③の組み合わせ



ウェアラブル端末

令和7年6月1日施行 改正労働安全衛生規則

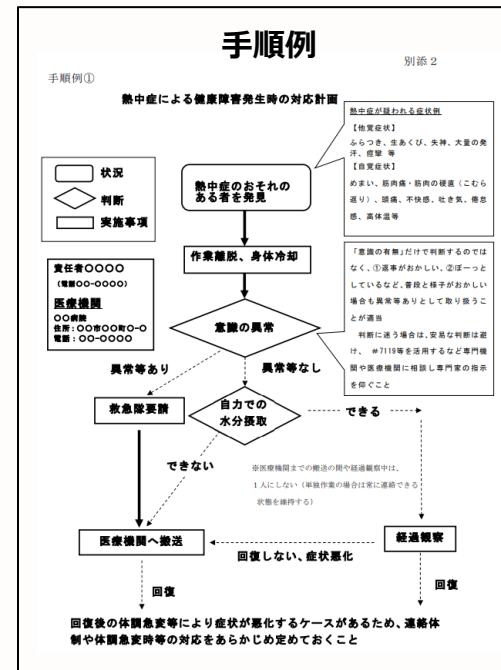
実施手順について

熱中症の重篤化を防止する観点から、事業場の体制や作業の実態を踏まえて合理的に実施可能な内容とする必要があります。

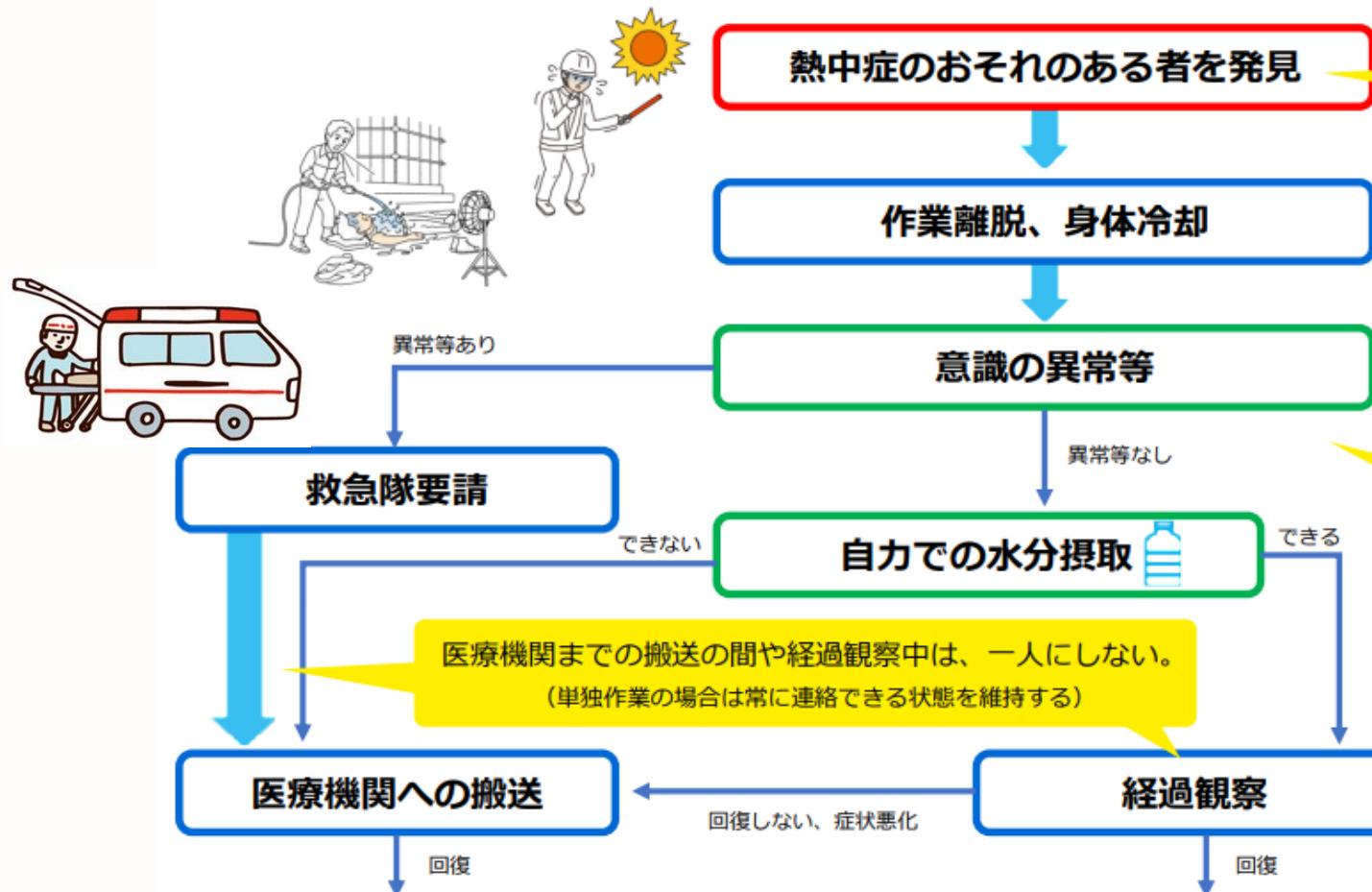
また、「必要に応じて手順例（関係通達（令和7年5月20日付け基発0520第6号）の別添2）を参考にすること」又は作業場所及び作業内容の実態を踏まえて、事業場独自の手順等を定めて差し支えありません。



関係通達（令和7年5月20日
付け基発0520第6号）



実施手順（例）



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症の症状と分類

分類	症状	重症度
I 度  軽症 (重症度I)	<p>めまい・生あくび・失神 (「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間に不十分になったことを示し、“熱失神”と呼ぶこともある。)</p> <p>筋肉痛・筋肉の硬直 (筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴う。発汗に伴う塩分(ナトリウム等)の欠乏により生じる。これを“熱痙攣”と呼ぶこともある。)</p> <p>大量の発汗</p>	小
II 度  軽症・中等症 (重症度II)	<p>頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感 (体がぐったりする、力が入らないなどがあり、従来から“熱疲労”といわれていた状態である。)</p> <p>集中力や判断力の低下</p>	<p>通常は現場で対応可能一人にせず見守る</p> <p>処置を謝ると重症化、医療機関への搬送が必要</p>
III度・IV度  重症 (重症度III・IV)	<p>意識障害・痙攣・手足の運動障害 (呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。)</p> <p>高体温 (体に触ると熱いという感触がある。従来から“熱射病”や“重度の日射病”と言われていたものがこれに相当する。)</p>	<p>命に関わる状態で救急車要請</p>

熱中症のおそれのある者に対する処置

「身体の冷却」について

体外から冷却する措置

→水をかけること、涼しい休憩所に避難させること等

体内から冷却する措置

→アイススラリー（流動性の氷状飲料）を摂取させる等

容態が急変する場合があることから、一人きりにすることなく他の作業者等が見守ることが重要。



作業着を脱がせ
水をかけ全身を **急速冷却**



39°C以下に **急速冷却**

熱中症のおそれのある者に対する処置

回復の判断について

帰宅後も含め、時間が経ってから症状が悪化することがあり、回復の判断は慎重に行うことが重要です。

回復後に症状が悪化する場合は、直ちに医療機関を受診する必要があり、その旨を回復後の作業者に十分理解させるとともに、体調急変時の連絡体制や対応（具合が悪くなったら本人や家族が救急搬送を要請する、事業者側から様子を伺うための連絡を取る等）を、事業場の実態を踏まえてあらかじめ定めておくことが重要です。

その他留意事項

対象の作業（WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連續1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業」）に該当しない場合であっても、作業強度や着衣の状況によっては、熱中症のリスクが高まることから、今回の改正労働安全衛生規則に準じた対応を行うよう努めてください。

罰則について

労働安全衛生法第119条

次の各号（省略）のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

労働安全衛生法第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

※本条は、いわゆる両罰規定といわれるもので、法人の代表者または法人若しくは個人経営者の代理人、使用人その他の従業者が、第116条、第117条、第119条または第120条の違反行為者であるときは、その者に刑事上の責任を問うほか、その法人または人にも罰金刑が科されることとしたものである。

熱中症予防対策関係リーフレット等

職場における
熱中症予防情報

熱中症関連情報

STOP! 热中症クールワークキャンペーン



ひきこもる、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



ひきこもる、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

東京労働局熱中症予防対策



ロゴマークシール



熱中症の応急手当カード



スマホ用の画像や印刷用の
データなどもダウンロード可



熱中症予防
基本対策のススメ



ひきこもる、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

団体経由産業保健
活動推進助成金



ひきこもる、みらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



日本語



英語



韓国語



中国語（簡体字）



ベトナム語



タガログ語



インドネシア語

熱中症予防対策関係リーフレット等

教育・研修用動画（現場管理者や労働者に対する教育にご活用ください）



動画で学ぶ



自分でできる
熱中症予防



オンライン講習



働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド



スポーツ活動中熱中症予防
身体冷却法・応急処置編

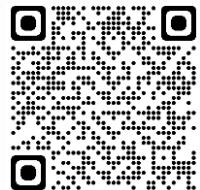
もっと詳しく知りたい方へ

熱中症から
身を守るために



気象庁
Japan Meteorological Agency

日本気象協会推進
「熱中症ゼロへ」
プロジェクト公式サイト



熱中症ゼロへ。

熱中症になる
前に対策を



国土交通省

建設現場における
熱中症対策事例集



国土交通省

農作業中の
熱中症対策



MAFF
Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries
農林水産省

ご静聴ありがとうございました。

